

ハイライト:

- ・消費税法施行令の改正の主なポイントを解説します！
- ・平成26年税制改正の中から交際費課税について解説します！

たっくすニュースフラッシュ

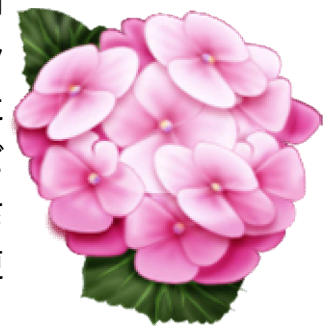
税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
「消費税法令の改正等」ポイントについて	1
交際費課税の特例措置の見直し - 交際費損金算入の拡充	2

梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。第58号では、「消費税法令改正のポイント」と平成26年度税制改正の中から「交際費課税」について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

「消費税法令の改正等」のポイントについて (>_<)

平成26年4月1日から消費税率が8%へ引上げとなりましたが、その他消費税法施行令の一部も改正されています。その主な改正内容についてポイントを解説いたします。

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度とは、業種ごとに定められているのみなし仕入れ率を課税売上高に乘じ、簡易に消費税額を求める仕組みです。

$$\begin{aligned} \text{仕入控除税額} &= \text{課税売上高に係る消費税額} \times \text{のみなし仕入率} \\ \text{消費税額} &= \text{課税売上高に係る消費税額} - \text{仕入控除税額} \end{aligned}$$

1: 売上対価の返還等の調整後の金額

今回の改正により、金融業、保険業、不動産業についてのみなし仕入率が次の通り改正されました。

該当する業種	のみなし仕入率(事業区分)	
	改正前	改正後
卸売業	90%(第一種)	90%(第一種)
小売業	80%(第二種)	80%(第二種)
製造業	70%(第三種)	70%(第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60%(第四種)
	金融業及び保険業	50%(第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業	50%(第五種)
	不動産業	40%(第六種)

簡易課税制度適用要件
基準期間の課税売上高が5,000万円以下
「消費税簡易課税制度選択届出書」を、適用を受ける課税期間の開始の前日までに税務署に提出

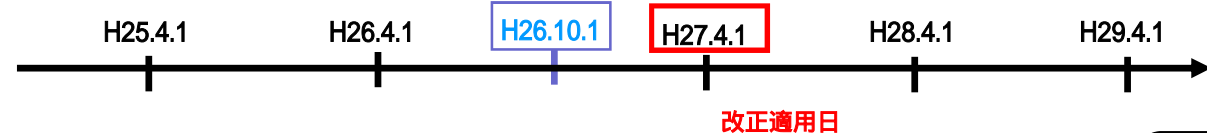
新設!

【適用時期】原則として、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。ただし、簡易課税制度の改正に係る経過措置(次頁にて解説)が設けられています。

簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すると、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度は2年間継続適用)については、**改正前のみなし仕入率が適用されます。**

【不動産業を営む3月31日決算法人の適用例】 (「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出時期)



届出書 提出年月日	課税期間				
	自 H25.4.1 至 H26.3.31	自 H26.4.1 至 H27.3.31	自 H27.4.1 至 H28.3.31	自 H28.4.1 至 H29.3.31	自 H29.4.1 至 H30.3.31
H25.3.31以前	第五種	第五種	第六種	第六種	第六種
H26.3.28	一般課税	第五種	第五種	第六種	第六種
H26.9.25	一般課税	一般課税	第五種	第五種	第六種
H26.10.1	一般課税	一般課税	第六種	第六種	第六種

注)簡易課税の適用開始年度は同じですが、届出書の提出日でみなし仕入率が異なります。

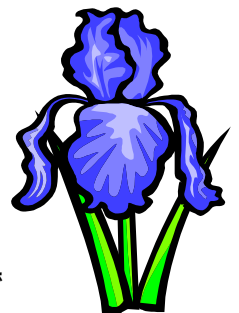
課税売上割合の計算の見直し～金銭債権の譲渡

課税売上割合の計算で、金銭債権の譲渡(手形の割引又は裏書、金融機関等による金銭債権の買取り等)について、有価証券の譲渡と同様に、譲渡額の5%相当を資産の譲渡の対価の額(分母)に算入することとなりました。

【適用時期】平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



交際費課税の特例措置の見直し(^^) - 交際費損金算入枠の拡充

平成26年度の税制改正で、交際費の損金算入枠が拡充されました。大法人(1)では、交際費は従来損金となりませんでした。今回の改正により、大法人であっても支出交際費等のうち飲食費の50%までが損金算入可能となります。また中小法人(2)については、支出した交際費等の額のうち定額控除限度額800万円まで、又は 支出した交際費のうち飲食費の50%まで、のいずれか有利な金額を損金算入額とすることが出来ます。

【適用時期】平成26年4月1日以後に開始する事業年度から。

1: 大法人: 期末における資本金の額が1億円超の法人

2: 中小法人: 期末における資本金の額が1億円以下の法人、ただし、大法人の100%子会社(発行済株式等の全部を直接または間接に保有されている法人)は除きます。

この改正は、消費税増税の影響を緩和させるための措置といわれています。ちなみに、一人当たり5,000円以下の飲食費で書類の保存要件をみたしているものについては、従来どおり交際費等から除外されます。

今後は交際費について、社内飲食費、社外飲食費、一人当たり5,000円以下の飲食費、その他、の区分に分けて整理する必要があります。

次号では、具体的に数値を用いて解説いたします。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp